

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第四号

平成十三年三月二十三日(金曜日)

午後一時二十分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 青山 丘君 理事 岸田 文雄君

理事 新藤 義孝君 理事 馳 浩君

理事 田中 慶秋君 理事 中山 義浩君

理事 久保 哲司君

伊藤 達也君 石原 伸見君

小此木八郎君 梶山 弘志君

高木 毅君 竹本 直一君

中馬 弘毅君 中野 清君

林 義郎君 松野 博一君

松宮 勲君 茂木 敏允君

保岡 興治君 山口 泰明君

北橋 健治君 後藤 茂之君

後藤 齋君 鈴木 康友君

中津川博郷君 肥田美代子君

松本 龍君 山内 功君

山田 敏雅君 石井 啓一君

土田 龍司君 大森 猛君

塩川 鉄也君 大島 令子君

西川太一郎君 宇田川芳雄君

經濟産業大臣 平沼 赳夫君

經濟産業副大臣 中山 成彬君

經濟産業副大臣 松田 岩夫君

經濟産業大臣政務官 竹本 直一君

經濟産業大臣政務官 西川太一郎君

三月七日

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

同日

脱原発への政策転換に関する請願(大島令子君)

第一類第九号

經濟産業委員會會議録第四号 平成十三年三月二十三日

紹介(第三五四号)

出版物再販制の廃止反対に関する請願(川端達夫君紹介)(第三六四号)

同(小林興起君紹介)(第三六五号)

同(井上和雄君紹介)(第三八二号)

同(中小企業・国民本位の景気回復に関する請願(筒井信隆君紹介)(第三六六号)

同(筒井信隆君紹介)(第三八三号)

著作物再販制の維持に関する請願(中川昭一君紹介)(第四七〇号)

同(中川秀直君紹介)(第四七一七号)

同(春名真章君紹介)(第四七二二号)

同(古井英勝君紹介)(第四七三三号)

同月九日

出版物再販制の廃止反対に関する請願(達増拓也君紹介)(第五〇〇号)

台湾への原発輸出に対する外為法上の許可反対に関する請願(中川智子君紹介)(第五四二号)

同(今川正美君紹介)(第五八一七号)

同(大島令子君紹介)(第五八二二号)

同(金子哲夫君紹介)(第五八三三号)

同(重野安正君紹介)(第五八四四号)

同(日森文尋君紹介)(第五八五五号)

同(植田至紀君紹介)(第六〇四号)

同(川田悦子君紹介)(第六〇五号)

同(北川れん子君紹介)(第六〇六号)

同(保坂展人君紹介)(第六〇七号)

脱原発への政策転換に関する請願(中川智子君紹介)(第五四二号)

同(石毛鏡子君紹介)(第六〇三三号)

同(瀬古由起子君紹介)(第六〇三八号)

著作物再販制の維持に関する請願(大島令子君紹介)(第五四三三号)

同(肥田美代子君紹介)(第六〇九号)

同月十五日

著作物再販制の維持に関する請願(肥田美代子君紹介)(第六〇九号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第六九四号)

同(石井郁子君紹介)(第六九五号)

同(木島日出夫君紹介)(第六九六号)

同(見玉健次君紹介)(第六九七号)

同(中林よし子君紹介)(第六九八号)

同(春名真章君紹介)(第六九九号)

同(藤本洋子君紹介)(第七〇〇号)

同(松本善明君紹介)(第七〇一号)

同(矢島恒夫君紹介)(第七〇二号)

同(山口富男君紹介)(第七〇三三号)

同(辻元清美君紹介)(第七四六号)

台湾への原発輸出に対する外為法上の許可反対に関する請願(原陽子君紹介)(第六五二二号)

同(山内恵子君紹介)(第六五四四号)

同(辻元清美君紹介)(第七四七号)

同(山口わか子君紹介)(第七四九号)

同(山口わか子君紹介)(第七四九号)

出版物再販制の廃止反対に関する請願(松島みどり君紹介)(第七四四号)

脱原発への政策転換に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第七四五号)

は本委員会に付託された。

三月二十二日

ベンチャー企業の起業環境の整備等に関する陳情書(大阪市北区中之島六の二の二七秋山喜久)(第一八号)

同月十二日

家電リサイクル法に関する意見書(愛知県安城市議会(第一一九九号)

自然エネルギー発電促進法の早期制定に関する意見書(埼玉県議会(第一二〇〇号)

自然エネルギー発電促進法の早期制定に関する意見書(愛知県安城市議会(第一二〇二号)

自然エネルギー発電促進法の早期制定に関する意見書(奈良市議会(第一二〇二号)

繊維産業の振興に関する意見書(愛知県議会(第一二〇三号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(北海道函館市議会(第一二〇四号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(青森市議会(第一二〇五号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(福島県いわき市議会(第一二〇六号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(茨城県取手市議会(第一二〇七号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(宇都宮市議会(第一二〇八号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(前橋市議会(第一二〇九号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(埼玉県大宮市議会(第一二一〇号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(埼玉県秩父市議会(第一二一一号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(埼玉県所沢市議会(第一二一二号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(千葉県市議会(第一二一三号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(千葉県松戸市議会(第一二一四号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二一五号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二一六号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二一七号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二一八号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二一九号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二〇号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二一号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二二号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二三号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二四号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二五号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二六号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二七号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二八号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二二九号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二三〇号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二三一号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二三二号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二三三号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二三四号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二三五号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二三六号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都立川市議会(第一二三七号)

五号) 日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(東京都調布市議会(第一二二六号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(東京都町田市議会(第一二二七号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(東京都小平市議会(第一二一九号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(東京都東村山市議会(第一二一九号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(神奈川県鎌倉市議会(第一二二〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(新潟県弥彦村議会(第一二二一号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(大阪府岸和田市議会(第一二二二号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(大阪府泉大津市議会(第一二二三号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(大阪府貝塚市議会(第一二二四号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(大阪府泉佐野市議会(第一二二五号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(大阪府富田林市議会(第一二二六号))

雪水資源の活用促進に関する意見書(石川県加賀市議会(第一二二七号))

雪水資源の活用促進に関する意見書(石川県鶴来町議会(第一二二八号))

(盛岡市議会(第一二二九号))

同日十九日 自然エネルギー発電促進法の早期制定に関する意見書(大阪府四條畷市議会(第一二八六号))

出版物の再販売価格維持制度に関する意見書(神奈川県川崎市議会(第一二八七号))

セーフガードの発動に関する意見書(静岡県熱海市議会(第一二八八号))

雪水資源の活用促進に関する意見書(北海道登別市議会(第一二八九号))

雪水資源の活用促進に関する意見書(長野県飯山市議会(第一二九〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(佐賀県武雄市議会(第一二九一号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県川崎市議会(第一二九二号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県平塚市議会(第一二九三号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県藤沢市議会(第一二九四号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県小田原市議会(第一二九五号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県茅ヶ崎市議会(第一二九六号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(富山市議会(第一二九七号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(福井市議会(第一二九八号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(岐阜市議会(第一二九九号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(岐阜県守口市議会(第一三〇〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(岐阜県大垣市議会(第一三〇一号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四〇二号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県豊橋市議会(第一四〇三号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四〇四号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県豊橋市議会(第一四〇五号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四〇六号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(三重県松阪市議会(第一四〇七号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(三重県四日市市議会(第一四〇八号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県清水市議会(第一四〇九号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一一号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一二号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一三号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一四号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一五号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一六号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一七号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一八号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四一九号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二一号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二二号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二三号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二四号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二五号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二六号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二七号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二八号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四二九号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四三〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四三一号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(静岡県伊東市議会(第一四三二号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(福岡県北九州市議会(第一四三六号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(長崎県佐世保市議会(第一四三七号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(熊本市議会(第一四三八号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(熊本市議会(第一四三九号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(大分県別府市議会(第一四四〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都十一市競輪事業組合議会(第一四四二〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都十一市競輪事業組合議会(第一四四二一〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四二二〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(和歌山県四市競輪事務組合議会(第一四四二三〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(和歌山県四市競輪事務組合議会(第一四四二四〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四二五〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四二六〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四二七〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四二八〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四二九〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三〇〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三一〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三二〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三三〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三四〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三五〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三六〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三七〇号))

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(兵庫県市町競輪事務組合議会(第一四四三八〇号))

本日の会議に付した案件  
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○山本委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
これより趣旨の説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣。  
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○平沼國務大臣 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

伝統的工芸品産業は、我が国の伝統的な技術や文化を今に伝える日本固有の産業であり、我が国製造業の原点として、また、地域における産業の象徴として、今や欠くことのできない存在となっております。また、伝統的工芸品は、人々の日常生活の中で愛用される生活文化用品として国民生活に豊かさや潤いを与え、同時に、我が国の生活文化の発展に大きく貢献するものであります。

こうした意味で、伝統的工芸品産業は、二十一世紀はもとより、未代まで大切に継承されるべき我が国の貴重な財産であると申せましよう。昭和四十九年に本法が制定され、以来、国の施策として伝統的工芸品産業の振興が図られてまいりましたのも、まさにこのような認識が根底にあったからにはかたがたではありません。

その貴重な伝統的工芸品産業が、本法制定から四半世紀が経過した今日、大きな転換期を迎えております。

すなわち、近年、国民の生活様式の変化等を背景として、伝統的工芸品産業の売り上げが減少の一途をたどっており、それに伴って経営難や後継者不足などの問題も深刻化し、このままでは産業の存立自体が危ぶまれるような、かつてない苦境に立ち至っているであります。

このような状況を踏まえ、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るために、産地の主体的な取り組みを支援する枠組みを構築する必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、法人格を有する組合等が存在しない産地においても、伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする団体が、振興計画または共同振興計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができるようにいたします。

第二に、伝統的工芸品のより一層の需要開拓を図るため、産地の特定製造協同組合等が、現行の

販売協同組合等のみならず、商社や百貨店など、伝統的工芸品を販売する個々の事業者とともに、需要開拓のための共同振興計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができるようにいたします。

第三に、伝統的工芸品を製造する個々の事業者やそのグループによる意欲的な取り組みを支援するため、当該事業者等が、伝統的工芸品産業の活性化に資する需要開拓、新商品開発等の事業に関する活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができるようにいたします。

第四に、産地間連携による伝統的工芸品産業の活性化に向けた創造的な取り組みを支援するため、伝統的工芸品を製造する事業者または製造協同組合等が、他の伝統的工芸品の産地の事業者または製造協同組合等とともに、連携して実施する活性化事業に関する連携活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができるようにいたします。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十八日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「事業協同組合」を「事業協同組合等(事業協同組合)に、政令で定める法人」を

「の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限り)をいう。以下同じ。」「とするもの」を「(以下単に「構成員」という)とするものであつて、当該工芸品の製造される地域において当該工芸品を製造する事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの」に改め、「されるよう」の下に「当該工芸品の製造される地域を管轄する」を加え、「工芸品の製造される」を削り、同条第六項中「第四項の規定は、」を「第三項及び第四項の規定は第五項の伝統的工芸品の指定の内容の変更について、第四項の規定は前項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「」を「いずれかに」に、「ときは」を「場合には」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

経済産業大臣は、第一項及び第二項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合、次に規定する場合を除く。には、産業構造審議会の意見を聴いて、第二項に規定する指定の内容を変更することができる。

第四条第一項中「伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人(以下「製造協同組合等」という。))を、製造事業者(伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ)を構成員とする事業協同組合等(以下「製造協同組合等」という)であつて、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造協同組合等」という。))に改め、「これ」の下に「当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する」を加え、「伝統的工芸品の製造される」を削り、「第八条第一項、第八条の二第二項、第十九条第三項及び第二十四条の二」を「第十三条第一項、第十四条第一項、第二十一条第三項及び第二十七条」に、「同じ」を「単に」に「都道府県知事」というに改める。

第二十七条中「第二十三条を」を「第二十五条に改め、同条を第三十一条とする。

第二十六条第一項中「第十九条を」を「第二十一条」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「法人の代表者」を「法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という)を含む。以下この項において同じ)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))」に改め、同条に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十六条を第三十条とする。

第二十五条の二中「第二十三条」の下に「同条第七項において準用する場合を含む。」を加え、「第四条の二第二項、第六条第一項、第六条の二第二項、第七条第一項、第七条の二第二項、第八条第一項及び第八条の二第二項」を「第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条を第二十八条とし、第二十四条の二を第二十七条とする。

第二十四条中「第二十二條を」を「第二十四条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十三条を第二十五条とする。

第二十二條第九号中「伝統的工芸品等活用事業」を「活性化事業、連携活性化事業」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一條を第二十三条とする。

第二十條を削る。

第十九條第一項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等、販売事業者」に、「認定活用計画」を「認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画」

に改め、同条第二項中「製造協同組合等の直接又は間接」を「特定製造協同組合等」に、「伝統的工芸品を製造している事業者を」を「製造事業者」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条中「伝統的工芸品を製造し、若しくは販売する事業者、伝統的工芸品等活用事業を」製造事業者若しくは販売事業者、活性化事業若しくは連携活性化事業に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等」に改め、「直接又は間接の」を削り、「伝統的工芸品を製造する事業者を」を「製造事業者」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条の前の見出しを削り、同条中「又は認定共同振興計画」を削り、同条を第十九条とし、同条に見出しとして「(税制上の措置)」を付する。

第十四条に見出しとして「(中小企業信用保険法の特例)」を付し、同条中「第八条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「以上が中小企業信用保険法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十四号」を加え、「第八条の二第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条から第十三条までを削る。

第十条中「認定活用計画」を「認定活性化計画、認定連携活性化計画」に改め、同条を第十七条とする。

第九条中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等、販売事業者」に改め、「販売協同組合等」の下に「認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施する者」を加え、同条を第十六条とする。

第八条の二を第十四条とし、第八条を第十三条とする。

第七条の二の見出しを「(活性化計画の変更等)」に改め、同条第一項中「伝統的工芸品を製造する事業者若しくは」を「製造事業者又は」に改め、「又

は特定会社若しくは特定公社を設立しようとする者(その者の設立に係る特定会社を含む。以下「削り」)、「活用計画」を「活性化計画」に改め、同条第三項中「活用計画」を「活性化計画」に、「認定活用計画」を「認定活性化計画」に、「伝統的工芸品等活用事業」を「活性化事業」に改め、同条第四項中「活用計画」を「活性化計画」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(連携活性化計画)

第十一条 製造事業者又は製造協同組合等は、単独で又は共同して、連携製造事業者他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。又は連携製造協同組合等(連携製造事業者を構成員とする製造協同組合等をいう。以下同じ。)

とともに、連携して実施する活性化事業(以下「連携活性化事業」という。)に関する計画(以下「連携活性化計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、連携活性化計画に準用する。

(連携活性化計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた連携活性化計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携活性化計画」という。)に係る連携活性化事業を実施する者(製造協同組合等及び連携製造協同組合等の構成員を含む。)が当該認定連携活性化計画に従つて連携活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。

第六条の二第二項中「製造協同組合等及び」を「特定製造協同組合等及び販売事業者又は」に改め、同条第三項中「製造協同組合等及び」を「特定製造協同組合等若しくはその構成員又は販売事業者若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(活性化計画)

第九条 製造事業者又は製造協同組合等(特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。)は、単独で又は共同して、活性化事業(次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 従事者の研修に関する事業

二 技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業

三 原材料についての研究に関する事業

四 需要の開拓に関する事業

五 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業

六 消費者への適正な情報の提供に関する事業

七 新商品の開発又は製造に関する事業

2 第四条第二項の規定は、活性化計画に準用する。

の他政令で定める法人(以下「販売協同組合等」という。)を「特定製造協同組合等」は、販売事業者(伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。又は販売協同組合等(販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。))に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条の二第一項及び第三項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等」に改め、同条を第五条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(認定活用計画に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七条第一項の認定を受けた活用計画に関する計画の変更の認定及び取消し、伝統的工芸品関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の項中「第二條第三項」の下に「(同条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「第四条の二第二項、第六條第一項、第六條の二第二項、第七條第一項、第七條の二第二項、第八條第一項及び第八

条の二第二項を「第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條の三第三項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等(事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は事業協同小組合であるものに限る。以下本項において同じ。)」が、「同項」を「同条第一項」に、「当該製造協同組合等」を「当該特定製造協同組合等」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の二第二項中「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号。以下「伝統的工芸品産業振興法」という。)」第十一條第一号に掲げる業務を削り、同条第三項中「第九条、伝統的工芸品産業振興法第十一條」を「第九條」に改め、「伝統的工芸品産業振興法第十一條」を削り、同条第四項中「伝統的工芸品産業振興法第十一條」を削り、同条第五項中「第九條、伝統的工芸品産業振興法第十一條」を「第九條」に改め、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝統的工芸品産業振興法」という。)」第十一條第一号に掲げる業務及び「伝統的工芸品産業振興法第十一條第一号に掲げる業務」を削る。

理由

伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、伝統的工芸品を製造する事業者等が行う伝統的工芸品産業の活性化に資する事業等を支援するとともに、伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする団体が伝統的工芸品産業に関する

振興計画を作成することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第百五十回国会商工委員会議録第八号中正誤

ページ 段行 誤

正

一五 一四 でき方

出来形



第一類第九号

經濟産業委員会議録第四号

平成十三年三月二十三日

平成十三年三月二十八日印刷

平成十三年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D